

尖閣諸島・竹島・北方四島の領土問題は冷静な外交努力
での解決を求める意見書

尖閣諸島、竹島及び北方四島の日本領有には歴史的な根拠があり、日本政府は、その正当性を日中・日韓・日露間の冷静な話し合いの中で、理を尽くし、堂々と主張すべきである。尖閣諸島と竹島、北方四島をめぐる問題は、それぞれ性格が異なり解決方法も異なるが、領土問題はいかなる場合でも、歴史的事実と国際法上の道理に基づき、冷静な議論による解決が求められている。

よって、本市議会は国に対し、尖閣諸島・竹島・北方四島の領土問題は、冷静な外交努力によって解決を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月1日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

あて

内閣官房長官

防衛大臣

内閣府特命担当大臣

(沖縄及び北方対策地域主権推進)

衆議院議長

参議院議長